

トランプ関税（4/2公表分）の初期的分析 ①政策の概要

主任研究員 清水 拓也

新たな関税策は、①全ての国・地域に対する基本関税と、②特定国に対する個別関税から成る

トランプ米大統領は4/2、貿易相手国に対する新たな関税策を規定する大統領令を公表した。同関税策の骨子は、①全ての国からの輸入品に対する10%の一律追加関税、②非互恵的、あるいは差別的な貿易慣行ありと認定された国・地域に対する個別のより高率な追加関税から成る。②に指定された57カ国・地域に対する関税率は、4/9より国別に設定された数値に引き上げられる（詳細は下表参照）。なお、ベッセント財務長官はメディアに対し、今回中国に対し設定された34%の追加関税は、これまでにすでに賦課されていた追加関税20%に上乗せされるものになると発言している。

適用除外品目の大部分は、将来的に品目別関税が検討される公算大

同大統領令では、同時に本関税策の適用除外品目が指定された。ただし、適用除外品目のうち、すでに通商拡大法232条（注）に基づき追加関税が課されている品目（下表の適用除外品目②）や、大統領令により調査が指示されている／今後の調査が予想される品目（同③）などが大部分を占めており、これらの品目については、将来的に品目毎の関税追加が検討される公算が大きい。

相手国の措置に応じたディールの可能性を示唆

関税政策の変更可能性に関して同大統領令では、大統領権限により①貿易相手国の報復措置に対抗し、関税率の引き上げが可能、②貿易相手国が非相互的な貿易関係の是正に向けた措置を講じ、経済や国家安全保障問題で米国と足並みをそろえた場合は引き下げが可能、と明記された。

（注）特定製品の輸入が安全保障に脅威を与えると判断される場合に、輸入制限措置を発動する権限を政権に認める法

▽「解放の日」の発表内容

新たな関税策の骨子	国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置が発表された。 ①全ての国・地域に対する10%の一律追加関税（4/5発効済） ②非互恵的、差別的な貿易慣行ありと認定された国・地域への個別の追加関税（4/9発効予定） ※①②は重複しない（例：日本の追加関税は4/5に10%が課せられ、4/9に24%に引き上げられる）。
適用除外（国）	カナダ・メキシコについては、関税措置が3/6発表の大統領令に規定されているため、今回の関税措置は適用されず。すなわち、引き続き米国・メキシコ・カナダ貿易協定（USMCA）の原産地規則を満たした産品（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品には別途、232条に基づく関税率が定められている）には課税されない。一方、非準拠品には25%の追加関税が課される（例外としてカナダからのエネルギー関連品目、カリの輸入には10%の追加関税）
適用除外（品目）	以下の品目は、今般の新たな関税措置から除外される ①合衆国法典第50編第1702条(b)の対象品目（郵便物など）、②鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、③銅、医薬品、半導体、木材、④将来的に通商拡大法232条の対象となり得る品目、⑤地金、⑥米国で入手不可能なエネルギー関連品目・特定鉱物
その他	・輸入品の価値に占める米国産原材料の割合が20%以上である場合、課税対象は非米国産割合に限定される ・通商拡大法232条に基づき、輸入完成車に対する25%追加関税が発効（同部品は5/3発効予定） ・中国に対して「デミニマスルール」（輸入申告額が800ドル以下の少額貨物の輸入に対して、関税支払いなどが免除される）を適用停止

（出所）ホワイトハウス、各種報道より丸紅経済研究所作成

▽新たな関税措置（基本税率10%超の追加関税対象、対米輸出上位、特記ない限りデータは2024年）

項目	対米輸出への影響		米国経済への影響	輸出国経済への影響	米国の問題意識	関税の主な影響分野
	国・地域別の追加関税率 (%)	米算出税率 (%) (注2)	米国輸入に占める割合 (%)	対米輸出 (GDP比、%、2023年)	米国の貿易赤字 (百万ドル)	
1 EU	20.0	39.0	18.5	2.9	▲241,000	医薬品、自動車、原子炉
2 中国	34.0 (54.0) ^(注1)	67.0 (87.0)	13.4	2.8	▲292,000	携帯電話、PC、蓄電池
3 日本	24.0	46.0	4.5	3.4	▲69,000	自動車・部品、半導体製造装置
4 ベトナム	46.0	90.0	4.2	22.4	▲123,000	携帯電話、PC、家具類
5 韓国	25.0	50.0	4.0	6.3	▲66,000	自動車・部品、石油、蓄電池
6 台湾	32.0	64.0	3.6	10.1	▲74,000	PC、携帯電話、半導体チップ
7 インド	26.0	52.0	2.7	2.1	▲46,000	医薬品、ダイヤ、携帯電話
8 スイス	31.0	61.0	1.9	7.0	▲39,000	医薬品、金属触媒
9 タイ	36.0	72.0	1.9	9.4	▲46,000	携帯電話、PC、トランジスター
10 マレーシア	24.0	47.0	1.6	8.9	▲25,000	半導体チップ、トランジスター

その他の対象（カッコ内は関税率、%）：(50) レソト、(49) カンボジア、(48) ラオス、(47) マダガスカル、(44) ミャンマー、スリランカ、(41) フォークランド諸島、シリア、(40) モーリシャス、(39) イラク、(38) ガイアナ、(37) バングラデシュ、ボツワナ、リヒテンシュタイン、セルビア、(35) ボスニア・ヘルツェゴビナ、(33) 北マケドニア、(32) アンゴラ、フィジー、インドネシア、(31) リビア、モルドバ、(30) アルジェリア、ナウル、南ア、(29) パキスタン、(28) チュニジア、(27) カザフスタン、(24) ブルネイ、(22) パヌアツ、(21) コートジボワール、ナミビア、(20) ヨルダン、(18) ニカラグア、ジンバブエ、(17) イスラエル、マラウイ、フィリピン、ザンビア、(16) モザンビーク、(15) ノルウェー、ベネズエラ、(14) ナイジェリア、(13) チャド、赤道ギニア、(11) カメルーン、コンゴ民主共和国。※ホワイトハウスの2025年4月2日付大統領令ページ内のリンク先Annex Iより作成。なお記者会見時のリストには一部税率の誤りが指摘されている。

（注1）カッコ内は3月までの20%分の追加関税に4/2発表の34%の追加関税を上乗せした税率（301条関税は含めていない）。

（注2）非関税障壁など対象国が米国に課している貿易歪曲的措置を反映したとされる税率。二国間貿易収支を均衡させる関税率だと主張されている。

（出所）ホワイトハウス、USTR、世界銀行、ITC、BBC等に基づき丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

清水 拓也 (Takuya Shimizu)

SHIMIZU-T@marubeni.com

主任研究員

研究分野：マクロ経済（米国）、金融政策

2021年に丸紅入社、経済研究所にて主に米国の政治経済を担当。景気動向、金融政策、連邦議会動向などについての分析・発信に従事。早稲田大学経済学研究科修士課程修了（経済学修士）。専門はマクロ経済。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。